

むつ市議会第196回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成20年6月27日(金曜日)午前10時開議

諸般の報告

第1 行政報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第2 議案第55号 むつ市介護老人保健施設条例
- 第3 議案第56号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第57号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第58号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例及びむつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第59号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第60号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第61号 むつ市国民保護協議会条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第62号 訴えの提起について
- 第10 議案第63号 訴えの提起について
- 第11 議案第64号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第12 議案第65号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第13 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例)
- 第14 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市脇野沢野猿公苑条例の一部を改正する条例)
- 第15 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)
- 第16 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例の一部を改正する条例)
- 第17 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成20年度むつ市老人保健特別会計補正予算)
- 第18 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第19 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)

第20 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成20年度むつ市用地造成事業会計補正予算)

【質疑、討論、採決】

第21 議案第67号 指定管理者の指定の変更について

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第22 議員提出議案第4号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

第23 議員提出議案第5号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書

【議員派遣】

第24 議員派遣について

【委員の推薦】

第25 農業委員会委員の推薦

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	澤藤	一雄
3番	新谷	泰造	4番	岡崎	健吾
5番	工藤	孝夫	6番	横垣	成年
7番	野呂	泰喜	8番	半田	義秋
9番	浅利	竹二郎	10番	中村	正志
11番	村川	壽司	12番	川端	一義
13番	新谷	功	14番	高田	正俊
15番	目時	睦男	16番	白井	二郎
17番	千賀	武由	18番	山本	留義
19番	馬場	重利	20番	佐々木	隆徳
21番	富岡	修	22番	菊池	広志
23番	山崎	隆一	24番	川端	澄男
25番	斉藤	孝昭	26番	富岡	幸夫
27番	村中	徹也			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教育長	牧野	正藏	公営企業 管 理 者	遠藤	雪夫
代 表 委 員 監 査 委 員	菊池	十 四 夫	総務部長	新谷	加水
総務部書 秘 聴 監	齋藤	秀 人	総務部事 出 納 室 長	工藤	正明
企画部長	阿部	昇	企 画 部 事	近原	芳 栄
民生部長	佐藤	吉 男	保 健 福 祉 長	吉田	市 夫
経済部長	櫛引	恒 久	建 設 部 長	太田	信 輝
選挙管理 委 員 会 長 事 務 局 長	大 芦	清 重	監 査 委 員 長	齋藤	純
教育部長	佐藤	節 雄	教 委 事 理 員 務 員	高田	文 明
公 企 業 局 長	佐藤	純 一	企 画 部 長	千船	藤 四 郎

企財調 画整 部政監	下 山 益 雄	民次 生 部長	松 橋 秀 人
民副庶対 生理策課 部事物長	奥 島 慎 一	農委事務員局 業会長	吉 田 薰
教委事副市久課 員務理一 育会局事民ツ長	成 田 晴 光	企画課 部長	伊 藤 道 郎
企財画課 部長	石 野 了	民庶対総括 生策主 部物課幹	竹 山 清 信
教委事市久総括主 員務一ツ主 育会局民課幹	猪 口 和 則	川 野 内 長	工 藤 昭 治
大庁舎所 畑長	佐々木 成 人	脇野所 沢長	船 澤 桂 逸
総務課 部長	松 尾 秀 一	総務係 部長	吉 田 真
総務政主 部課係査	澁 田 剛		

事務局職員出席者

事務局 長	河 野 健 二	次 長	工 藤 昌 志
総括主 幹	山 崎 幸 悦	総括主 幹	柳 田 諭
主 幹	濱 村 勝 義	主 幹	金 澤 寿 々 子
議事 係査	石 田 隆 司	議事 係事	井 戸 向 秀 明

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、6月17日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務、産業経済、建設、教育民生の各常任委員長からそれぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

次に、本日この後、不法投棄現場及びその周辺の水質検査について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

日程第1 行政報告

○議長（村中徹也） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 脇野沢赤坂地区における不法投棄現場及びその周辺の水質検査の結果、鉛の濃度が環境基本法に基づく地下水の水質汚濁に係

る環境基準値を3カ所のうち1カ所で上回っていたことから、再検査を実施しましたので、その結果についてご報告いたします。

再検査の結果、鉛の濃度は、添付いたしました図面のA地点では前回は0.005ミリグラムパーリットル未満で今回が0.013ミリグラムパーリットル、B地点では前回は0.023ミリグラムパーリットルで今回が0.013ミリグラムパーリットル、C地点では前回は0.006ミリグラムパーリットルで今回が0.002ミリグラムパーリットルとなっております。

前回の検査結果と比較しますと、B地点とC地点は測定値が低くなっておりませんが、A地点は高くなっております。

また、前回の検査結果では、B地点の測定値のみ環境基準値を上回っておりましたが、今回の検査結果ではB地点に加え、A地点も環境基準値を上回っております。

測定値の変動要因としましては、降水等の気候状況の影響による地下水の流れや水質の性状の変動等が考えられます。

このように測定値の変動が想定されますことから、環境基準値は年間の平均値とするものとされております。

次に、鉛の環境基準値0.01ミリグラムパーリットルは、人の健康を保護するうえで維持することが望ましい基準で、水道法第4条に基づく水質基準と同等であり、長期的摂取に伴う健康の影響を考慮して設定されております。

また、水質汚濁防止法では、公共用水域の水質汚濁を防止するために、汚水を排出する工場や事業所に対して排水基準を定めており、鉛の許容限度は0.1ミリグラムパーリットルとなっております。

したがいまして、今回2カ所で地下水の環境基準値を若干上回っておりますが、排水基準を下回

っていること、また現場周辺で飲用に利用する井戸がないことから、ただちに地域住民の皆様の健康に悪影響を及ぼすものではないと考えております。

しかしながら、予断は許されませんので、今後も水質検査を継続し、監視していく所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

日程第2～日程第20 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 議案第55号 むつ市介護老人保健施設条例から、日程第20 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの19件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第57号、議案第61号、議案第64号、議案第65号、報告第8号及び報告第11号について、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

（12番 川端一義議員登壇）

○12番（川端一義） おはようございます。総務常任委員会に付託されました議案4件、報告2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月18日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委

員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案第57号につきましては、反対討論がございましたが、賛成多数で、ほか議案3件、報告2件につきましては全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第57号 むつ市税条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、地方税法等の一部改正に伴い所要の改正をするためのもので、主な改正点は、去る5月1日から新たに導入された個人市民税の寄附金税額控除、いわゆるふるさと納税制度が施行されたことに伴う改正及び公的年金から個人市民税の特別徴収に係る改正が主なものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、市民税を年金から強制的に天引きするということが、なぜ天引きをふやすのか、今までどおり市独自で普通徴収にはできないのか、天引きされる対象者、総額はどれくらいになるのかとの質疑があり、理事者側から、年金受給者の便宜を図ることと徴収の効率化を図ることが目的である。市独自で普通徴収となると、恐らく交付税の削減等のペナルティーがあると思う。中には、年金から天引きしてほしいという方もおり、現段階では普通徴収は考えていない。また、対象者は2,000人程度で、総額は1億円強になる見込みであるとの答弁がありました。

さらに、同じ委員から、特別徴収を希望している方はよいが、希望しない方は普通徴収にするべきではないか。家庭の事情等により普通徴収を希望すれば可能なのかという質疑に対し、理事者側から、どうしても特別徴収されては生活していけないということであれば臨機応変に相談に応じた。全部が全部強制的にとということではないとの答弁がありました。

また、別の委員から、65歳未満でも年金をもら

っている方がいるが、その方も対象となるのかとの質疑があり、理事者側から65歳以下の方は年金を満額受給していない。老齢年金の基礎年金部分から徴収されるので、基礎年金を満額受給する65歳を条件にしているとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、市民がわかりやすいように、広報紙に載せたり、納税貯蓄組合等へも詳しく説明してほしいとの要望がありました。

次に、議案第61号 むつ市国民保護協議会条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、本年度から新設された防災調整監を国民保護協議会の委員に加えるため、委員の定数を30名から1名増の31名とするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、31人は区切りが悪いので、30人にする考えはなかったのか、また今後もないのかとの質疑があり、理事者側から、現在任期内でどなかに退いてもらうわけにはいかない、ほかの協議会、審議会等でも、必ずしも区切りのよい数になっているわけではなく、特に支障はないとの答弁がありました。

次に、議案第64号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。理事者側から、ふるさと交流圏民センター事務組合が解散したと並びに西津軽郡町村会と北津軽郡町村会の合併により議員の選出区域及び定数を変更することに伴い、組合を構成する地方公共団体数を減じるとともに組合規約を変更するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第65号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。理事者側から、ふるさと交流圏民センター事務組合が解散したことに伴い、組合を構成する地

方公共団体数を減じるとともに組合規約を変更するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例で、組織の変更に伴い、人事行政の運営状況の公表場所を分庁舎に置いて、地域振興課から管理課に改めることについて専決処分したものであるとの説明がありました。

これに対し複数の委員から、地域振興課から管理課へ移した理由、組織に関する質疑があり、理事者側から、広報広聴機能を企画部から総務部へ移管したことに伴い、分庁舎でも地域振興課から管理課へ業務を移し、一体化して効率的な対応ができる体制にした。地域振興課の業務はすべて管理課で受け継いでいるとの答弁がありました。

次に、報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、地方税法の一部改正に伴い、特定中小会社、いわゆるベンチャー企業の資金調達をサポートするために創設されました税制優遇措置が廃止されたことに伴い、所要の改正を行ったものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、いつから適用なのか、前からわかっていなかったのかとの質疑があり、理事者側から、4月30日に所得税の特別措置法が改正されたことにより専決処分した。前々からわかっていたが、国会が通ったことによるものとの答弁がありました。

また、別の委員から、当市で該当する会社があるのかとの質疑があり、理事者側からは、該当はないとの答弁がありました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次は、報告第9号について、産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

（15番 目時睦男議員登壇）

○15番（目時睦男） 産業経済常任委員会に付託されました報告1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月17日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました報告第9号につきましては、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、組織機構の見直しにより、今年度から脇野沢野猿公苑の所管を教育委員会から市長部局に移すため、むつ市脇野沢野猿公苑条例の一部を改正する条例を専決処分したものであるとの説明がありました。

本報告に対して委員から、条例改正の必要性について質疑があり、それに対して理事者側から、機構改革により、これまで教育委員会で事務取り扱いをしていたサル保護被害対策を経済部に所管がえしたことに伴い、脇野沢野猿公苑の施設も経済部で所管することになったとの答弁がありました。

また、別の委員から、所管がえしたことで業務上の長所や欠点等はあるのかとの質疑があり、理事者側から、これまでの被害対策は、サルについては教育委員会が、クマやカラスなどについては経済部がその所管をしていたが、今年度からは野生鳥獣に対する窓口を経済部に一本化し、本庁舎

のみならず、各分庁舎の産業振興課に鳥獣対策の担当者を配置しており、市民がより相談しやすく、またその相談に総合的に対処し、被害対策を行うとの答弁がありました。

さらに、同委員から、モンキードッグの訓練状況について質疑があり、理事者側から、4月より毎週月曜日においらせ町に出向き、モンキードッグの訓練をしており、順調に推移しているとの答弁がありました。また、訓練士と相談し、導入時期を決定することになるが、7月か8月には脇野沢地区にモンキードッグを導入できる見込みであるとの答弁がありました。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで産業経済常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第62号、議案第63号及び報告第17号について、建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

（8番 半田義秋議員登壇）

○8番（半田義秋） 建設常任委員会委員長報告を申し上げます。

建設常任委員会に付託されました議案2件、報告1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月17日、公営企業管理者並びに関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案及び報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第62号 訴えの提起についてであります。本案について理事者側から、平成3年

6月から市営住宅大湊上町団地に単身で入居していた方が、平成18年8月に入院先である市内の病院で亡くなったことにより、その相続人3名に対し市営住宅の明け渡し等について協議したい旨再三にわたって連絡を試みたにもかかわらず、協議に応ずる様子がないため、弁護士と相談し、訴えを提起することになったものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、入居者の家賃の滞納額、入居する際の条件、和解の可能性についての質疑があり、理事者側から、家賃の滞納額は入居時の敷金1万7,400円を差し引いても残る状況である。入居する際の条件としては、保証人2名をつけているが、家賃の滞納などに対応していただくための保証人であり相続人ではない。また、和解の可能性については、相続人が出廷すれば可能性はあるので、その際は家賃滞納の話し合いにもなるとの答弁がありました。

次に、議案第63号 訴えの提起についてであります。本案について理事者側から、前議案同様、平成8年5月から市営住宅桜木町東団地に単身で入居していた方が、平成18年9月に入院先である青森市内の病院で亡くなったことにより、その相続人1名に対し、市営住宅の明け渡しについて協議したい旨文書を送付したところ、宛所不明で返送されたため、さらに範囲を広げ調査したが、状況の把握ができないことから、弁護士と相談し、訴えを提起することになったものであるとの説明がありました。

これに対し委員からの質疑は特にありませんでしたが、両議案に関連して弁護士費用についての質疑があり、理事者側から、1事件に対し、裁判費用を含め約10万円程度、その後相続財産の管理人を定めて強制執行までとなると、さらに10万円程度かかるとの答弁がありました。

次に、報告第17号 専決処分した事項の報告及

び承認を求めることについてであります。本報告について理事者側から、平成19年度むつ市用地造成事業会計予算の歳入に14億3,248万2,000円の不足を生じたことから、これを補てんするための措置として、平成20年度予算の歳入を繰上充用するため、平成20年度むつ市用地造成事業会計補正予算を専決処分したものであるとの説明がありましたが、本報告に対し委員からの質疑はありませんでした。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第55号、議案第56号、議案第58号から議案第60号、報告第10号、報告第12号、報告第13号及び報告第16号について、教育民生常任委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長。

（1番 鎌田ちよ子議員登壇）

○1番（鎌田ちよ子） 教育民生常任委員長報告を申し上げます。

教育民生常任委員会に付託されました議案5件、報告4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月17日、教育長並びに関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案、報告につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第55号 むつ市介護老人保健施設条例について、理事者側から、国民健康保険大畑診療所の遊休スペース等を利用し、指定管理者により管理運営する小規模型介護老人保健施設を設

置するための条例制定であるとの説明がありました。

このことについて、委員から、むつ市へ場所を貸し出すことについて、建物の所有者である一部事務組合下北医療センター議会の議決を経ているのか、また両者が貸借関係になるのかとの質疑があり、理事者側から、大畑診療所が本業とは異なる目的外使用としてむつ市へ使用を許可することについては議決を要しない、両者において貸借関係が発生することになるとの答弁がありました。

また、別の委員から、指定管理者制度を導入し、診療所と介護老人保健施設を1者に委託することにより、医療レベルの低下が懸念されるとの質疑があり、理事者側から、公募の結果次第であるが、地域の医師間の連携に期待しているとの説明がありました。

さらに、同委員を含む複数の委員から、国民健康保険大畑診療所に赴任していただいた医師の処遇が危惧される。この条例は、大畑地区に診療所を存続させるための苦肉の策だと思うが、遺憾にたえないとの意見がありました。

これに対し、理事者側から、大畑診療所の委託先について模索中の平成18年後半に、厚生労働省から医療費削減のために療養病床を削減し、介護型療養病床を撤廃する診療所が介護老人保健施設を開設するのであれば無条件で許可する旨の通達があったので、このたびの条例制定になったことを理解願いたいとの説明がありました。

次に、議案第56号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、理事者側から、当市の人材育成にという趣意により、むつ下北異業種交流プラザHantoh 90の杉山会長から12万7,159円、古川博氏から30万円並びに大見竜人、竜也両氏から30万円のご寄附があり、これを育英基金に組み入れ、有効な運営を図るためのものであるとの説明がありました。

続いて、議案第58号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例及びむつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について、理事者側から、医療費給付の対象となる医療費の額の算定に、新たに告示された診療報酬の算定方法を適用するための条文整備であるとの説明がありました。

続いて、議案第59号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、理事者側から、障害者自立支援法のサービスのうち、市が実施主体となっているサービスの個人負担上限額等を国に準じて改正するためのものであるとの説明がありました。

続いて、議案第60号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について、理事者側から、青森県乳幼児はつらつ育成事業において、3歳児までの通院及び4歳児から就学前までの入院に係る医療費に対し支給していたものを、通院に係る医療費を就学前までと拡充するほか、県に準じて条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

これら4議案について、委員からの質疑はありませんでした。

次に、報告第10号、報告第12号、報告第13号及び報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。

まず、報告第10号について理事者側から、平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであり、保険給付費の確定に伴う増額と国民健康保険税の額の確定及び各項目の決算見込みによる減額補正である。これにより、歳入歳出ともに2,877万5,000円減額し、歳入歳出の総額がともに76億1,980万6,000円となるとの説明がありました。

続いて、報告第12号について理事者側から、これは平成20年度むつ市老人保健特別会計補正予算

についてであり、平成19年度の歳入に不足が生じたため平成20年度の歳入から繰上充用するほか、審査支払手数料交付金が過払いとなり、返還金が生じたため、平成20年度に追加交付される支払基金交付金、国庫負担金及び県負担金を財源に第3款繰上充用金と第4款諸支出金を新設した。また、老人医療費の支払いに急を要したため専決処分したものである。これにより、歳入歳出ともに1億1,204万6,000円増額し、歳入歳出の総額がともに5億235万4,000円となるとの説明がありました。

続いて報告第13号について、理事者側から、これはむつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであり、地方税法等の一部改正に伴う改正で、国民健康保険税に係る基礎課税額の賦課限度額を年額56万円から47万円に減額し、後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を新たに定めるほか、後期高齢者医療制度の創設により国民健康保険世帯のうち、特定世帯に対して賦課する世帯別平等割を半額にする規定を新設し、さらに段階的な軽減の規定を追加した。また、旧被扶養者を減免規定に追加するなどの条文整備をするためのものであるとの説明がありました

これら3報告について、委員からの質疑はありませんでした。

次に、報告第16号について、理事者側から、平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであり、平成19年度の歳入に2億5,537万1,000円の不足が生じたので、これを補てんするための措置として平成20年度予算から繰上充用するほか、平成20年度の額の確定により、第4款前期高齢者納付金を110万9,000円増額、第7款共同事業拠出金を8,755万1,000円減額、第12款予備費については、平成19年度繰上充用金の対応として1億6,892万9,000円を減額した。また、第13款繰上充用金を新設し、平成19年度分の歳入不足額2億5,537万1,000円を計上した。これによる予算総

額は、共同事業拠出金及び予備費の減額で財源調整をしたため変わらないとの説明がありました。

このことについて、委員から、国民健康保険税率が改正されたこと及び今回の措置により今年度は財政調整基金に積み立てすることができるのかとの質疑があり、理事者側から、当初予算で約3億4,000万円の予備費を計上し、この専決処分で1億6,892万9,000円減額した分を差し引くと、1億7,310万6,000円の残額があるので、急激な医療費の増加がなければ十分可能であるとの答弁がありました。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました11議案8報告については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

議案第55号

○議長（村中徹也） まず、議案第55号 むつ市介護老人保健施設条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。15番目時睦男議員。

(15番 目時睦男議員登壇)

○15番(目時睦男) 大畑町選出、むつ市民クラブの目時睦男であります。議案第55号 むつ市介護老人保健施設条例について反対討論を行います。

本案は、旧大畑町住民を中心とした地域医療の拠点として運営してきた60床を有する大畑病院を、平成15年9月策定の下北圏域自治体病院機能再編計画により、平成17年4月から19床に縮小した大畑診療所の遊休スペースなどを活用し、高齢者の保健の向上と福祉の向上を図るため介護老人保健施設を設置し、指定管理者により管理運営するためのものであります。診療所となった以降、地域住民の多くは病院に戻してほしいとの願いを抱きつつも、入院できる診療所の充実を強く求めていることから、これまで入院可能な常勤医師配置をあらゆる機会をとらえ再三要請してまいりましたが、構造的な医師不足という状況にありながらも現在まで実現に至らず、診療所となった以降、むつ総合病院から医師の応援を得、内科、外科、整形外科などの外来診療と在宅患者の訪問診療を行ってきておりますが、常勤医師1名だけの配置から入院患者を受け入れることができ、実質無床の診療所となっているのであります。

今回の提案は、現施設を高齢化が進み、医療、介護施設の増設が望まれている中で、遊休スペースなど介護施設として運営することは住民ニーズにこたえたものであるし、施設の有効活用にも通じるものであることから、設置そのものを否定するものではありませんが、運営に当たっては制度運用上診療所と一体化した運営が条件であり、現在の診療所経営は単年度収支で赤字が続き、多額の不良債務を抱え、診療所と介護施設を直営管理するとなると、さらなる赤字をふやすことを理由に指定管理による運営を行うとのことでありま

す。

医療行政については、下北医療センター議会において審議すべきものであります。本案は質疑での理事者答弁にあるように、医療施設の運営と密接に関連していることから、反対討論理由に含めさせていただきますので、議長及び議員皆様方の寛大な配慮をお願い申し上げます。

杉山前市長は、合併直後の平成17年6月1日、下北医療センター議会議員、旧大畑町選出議員、下北医療センター各医療施設長から成る大畑診療所病床後利用検討会を開催いたしました。結論が出ないまま仕切り直しとなり、その後再三再開を求めたにもかかわらず一向に開催せず、平成19年2月8日、地元商工会、町内会、婦人会、社会福祉団体などの代表、医師、学識経験者から成る大畑診療所在り方検討委員会を設置諮問し、同年3月26日に答申されております。市長は、指定管理は大畑診療所在り方検討委員会からの答申に基づいたものであり、したがって大畑住民の意向が反映されていると答弁しておりますが、財政赤字資料だけを示し、赤字解消には指定管理以外道がないとの諮問の仕方に問題があり、行政としての責任を逃避しており、もちろんその中で出された答申は尊重しますが、民意の反映が不十分なものと言わざるを得ません。

私は、行政運営をするに当たり、民間にゆだねられるものと、ゆだねられないものがあると思います。特に医療については、憲法で規定している健康で文化的な生活を営む権利を保障する義務があることから、本来直営で行うべきであり、民間にゆだねた場合、経営が成り立たなくなれば撤退し、医療が受けられなくなるからであります。しかしながら、直営管理だから赤字でよいというではありません。健全経営に努力するのは当然であります。結果として赤字のときは一般会計から補てんし、すべての市民に医療を受ける機会均

等を与えるべきであります。

例えば消防行政はどうでありましょう。その事業の内容からして、収入が伴わないのでありますが、財政赤字を理由に撤退した自治体は全国どこにもありません。

○議長（村中徹也） 討論者に申し上げます。簡明かつ議題外にわたらないよう注意をいたします。簡明をお願いいたします。

○15番（目時睦男） それは、そこに住む住民の生命、財産を守り、危機管理に備える義務と責任が行政にあるからであります。

大畑診療所の累積債務は決して少ない額ではないものの、内訳を見れば病院改築時の借入金に対する元金、利息返済金残高が多額を占め、直接収支でも赤字を生じておりますが、病院から診療所に機能再編以降、本来大畑診療所の経費として計上すべきでない額も含まれており、実質赤字額は減少します。その赤字は、今後の経営努力で克服可能と判断します。

しかも、現在の常勤医師は、生まれ育った故郷である大畑の住民の声にこたえていただき、大畑に骨を埋める覚悟で昨年5月から勤務していただいておりますが、市長は直接常勤医師の意向を確かめ理解が得られたとのことであります。本人に確認したところ、介護施設の指定管理はやむを得ないが、医療については引き続き直営で運営してほしいと希望したが、赤字解消は市長としての責務であり、そのためには指定管理をしなければならぬとの趣旨でありました。このことに加えて、医師と一緒に患者と向き合ってきた現場スタッフも引き続き直営を希望しており、理解が得られない中での提案と認識せざるを得ません。

また、仮に指定管理したとしても、指定管理者が経営悪化などを理由に撤退した場合、その後の対策が明確に示されていない中での指定管理は不安が募るばかりでありますし、今後同じような累

積債務を抱えている川内病院、脇野沢診療所にも波及しかねない事案でもあります。

総務省は……

○議長（村中徹也） 発言者、目時睦男議員、発言をやめてください。

目時議員に申し上げます。ただいまの発言は議題外及び簡明ではありません。許容の範囲を逸脱していると言わざるを得ません。よって、会議規則第56条の規定により注意をいたします。

なお、これに従わない場合は、発言の禁止、議場の退去を命じることがあります。発言には十分ご留意ください。

発言を続けてください。

○15番（目時睦男） 総務省は、市町村合併で複数の公立病院を持つことになった自治体からの1市町村に1病院の場合という支援要件は緩和すべきとの声にこたえ、全国の7割以上が赤字に陥っている公立病院の経営改善に向け、国の財政支援策を見直すとの方針を打ち出しました。さらに、弘前大学医学部卒業で医学博士の熊坂宮古市長の医師不足は国策の誤りとの指摘を初め、多くの自治体などからの批判を受け、厚生労働省は安心と希望の医療確保ビジョンをまとめました。したがって、今後の国の対策等も見きわめ、あらゆる角度から検討を加え、引き続き常勤医師確保に努め、診療所、介護施設とも直営で管理運営すべきと判断し、本案に反対いたします。

議員皆様方のご賛同を心からお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第55号 むつ市介護老人保健施設条例の採決に関しましては、目時睦男議員外2人から、無記名投票によられたいとの要求がありますので、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(村中徹也) これより出席議員数の確認を行います。

ただいまの出席議員数は26人であります。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議長(村中徹也) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(村中徹也) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。議案第55号 むつ市介護老人保健施設条例を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と点呼に応じて順次記載台で記載のうえ、投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は、会議規則第74条第2項の規定により否とみなします。

点呼いたします。

○事務局長(河野健二) それでは、ただいまよりお名前を読み上げます。投票記載台のスペースの関係により、同時に投票できる人数は3名となっております。3名ずつお名前を読み上げますので、順次記載台にて賛成または反対と記載し、投票箱に投票してください。

(事務局長氏名点呼・投票)

○議長(村中徹也) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(村中徹也) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番浅利竹二郎議員、16番白井二郎議員、21番富岡修議員を指名いたします。

よって、9番浅利竹二郎議員、16番白井二郎議員、21番富岡修議員の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長(村中徹也) 投票の結果を報告いたします。

投票総数26票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛 成 17票

反 対 9票

以上のとおり賛成が多数であります。よって、議案第55号 むつ市介護老人保健施設条例は原案のとおり可決されました。

議案第56号

○議長(村中徹也) 次は、議案第56号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第57号

○議長(村中徹也) 次は、議案第57号 むつ市税

条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

(6番 横垣成年議員登壇)

○6番(横垣成年) 議案第57号 むつ市税条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、寄附金控除の所得控除から税額控除への変更、公的年金の個人市民税特別徴収制度の導入のほか、所要の条文整備をするものであります。

問題は、年金から市民税を天引きするという点であります。介護保険料の天引き、後期高齢者の保険料の天引き、65歳以上の方からの国保税の天引きと、この間年金からの天引きがふえてまいりました。本案によって市民税も天引きというわけです。

税金と年金は別物であります。年金は本人が長年積み立て、そして受給権を獲得したものであり、すべて本人に支給しなければならないものであります。それが行政、年金に携わる者の責任ではないでしょうか。そのうえで税金は本人から直接徴収する、これが本筋ではないでしょうか。

年金制度という基本的な仕組みを便利さとか行政の都合でゆがめてしまう本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(村中徹也) これですべて討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第57号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者20人、起立しない者6人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第58号

○議長(村中徹也) 次は、議案第58号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例及びむつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第59号

○議長(村中徹也) 次は、議案第59号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第60号

○議長(村中徹也) 次は、議案第60号 むつ市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第61号

○議長(村中徹也) 次は、議案第61号 むつ市国民保護協議会条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第62号

○議長(村中徹也) 次は、議案第62号 訴えの提起について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第63号

○議長(村中徹也) 次は、議案第63号 訴えの提起について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第64号

○議長(村中徹也) 次は、議案第64号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第65号

○議長(村中徹也) 次は、議案第65号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

す。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

報告第8号

○議長(村中徹也) 次は、報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、報告第8号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第9号

○議長（村中徹也） 次は、報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市脇野沢野猿公苑条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第9号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第10号

○議長（村中徹也） 次は、報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第10号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第11号

○議長（村中徹也） 次は、報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市税条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第11号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第12号

○議長（村中徹也） 次は、報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成20年度むつ市老人保健特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。これで

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、報告第12号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第13号

○議長(村中徹也) 次は、報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、報告第13号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第16号

○議長(村中徹也) 次は、報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、報告第16号は委員長報告のとおり承認されました。

報告第17号

○議長(村中徹也) 次は、報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成20年度むつ市用地造成事業会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、報告第17号は委員長報告のとおり承認されま

した。

日程第21 議案第67号に対する質
疑、討論、採決

○議長（村中徹也） 次は、日程第21 議案第67号
指定管理者の指定の変更についてを議題といたしま
す。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第67号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており
ます議案第67号は、会議規則第38条第2項の規定
により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よっ
て、議案第67号は委員会への付託を省略するこ
とに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よっ
て、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第22～日程第23 議員提出議案
上程、提案理由説明、質疑、討論、
採決

議員提出議案第4号

○議長（村中徹也） 次は、日程第22 議員提出議
案第4号 国による公的森林整備の推進と国有林
野事業の健全化を求める意見書を議題といたしま

す。

提出者から提案理由の説明を求めます。15番目
時睦男議員。

（15番 目時睦男議員登壇）

○15番（目時睦男） 議員提出議案第4号 国によ
る公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を
求める意見書について、意見書案の朗読をもって
提案理由にかえさせていただきます。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で
グローバル化する森林の役割に対する要請が高ま
るなど、環境資源としての森林に対し強い期待が
寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林
経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の
危機に立っている。

このような中、森林整備を推進していくために
は、森林所有者の森林経営意欲を創出するための
施策の推進はもとより、民間による整備が困難な
水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割
の強化、さらには過疎化・高齢化が進む中で、森
林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極
的な取り組みが極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる
「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき業
務・組織の見直しが予定されており、また、旧独
立行政法人緑資源機構は「独立行政法人整理合理
化計画（平成19年12月）」に基づき平成19年度末
で解散し、水源林造成事業等は独立行政法人森林
総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところ
である。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対
策の推進はもとより、特に国有林野事業等におい
て、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、
重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さ
らには地域林業・木材産業の振興を通じた山村の
活性化に十全に寄与できるよう下記事項の実現を

強く要請する。

記

1. 森林吸収源対策を着実に推進するため、環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出。
2. 緑の雇用対策等森林・林業担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備などによる効率的・安定的な木材の供給体制の確保、さらには木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興。
3. 計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び、施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度の創出。
4. 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及び、その管理運営を通じて地域における森林・林業の担い手の育成と地域活性化への寄与。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと

思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、林野庁長官、衆議院議長、参議院議長としたいと思います。ご了承願います。

議員提出議案第5号

○議長（村中徹也） 次は、日程第23 議員提出議案第5号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書。

昨今、トウモロコシ、大豆、小麦などの輸入穀物を原料とする食品の値上がりや、飼料穀物が思うように確保できない事態が生まれ、食料自給率がカロリーで39%、穀物で27%という中で国民の中に大きな不安が広がっています。

米や穀物の価格高騰は、全世界に深刻な影響を

及ぼし、国連のパン・ギムン国連事務総長は「かつては1日3食とれた家庭でも2食か1食に減らさざるを得なくなった」と、新たな飢餓の広がりによる重大な懸念を示し、問題解決のための支援を呼びかけています。7月に北海道・洞爺湖で開催される「G8」(主要国首脳会議)でも、環境問題とあわせて食糧問題の解決が重要なテーマになります。

食糧価格の高騰の原因は、地球の気候変動による生産の不安定化、途上国の経済成長・人口増に伴う需要の急増、世界的なバイオ燃料ブームによるトウモロコシの爆発的な需要増、ヘッジファンドなど大量の投機資金が穀物市場に流れ込んで異常な高騰を引き起こしていることにあります。

このように、原因が複合的で構造的であるだけに価格高騰の長期化は避けられず、今後、影響はさらに深まることが懸念されています。

現在、国民が食べることを望まないミニマムアクセス米が毎年77万トンも輸入されています。政府は今年度、飼料用に70万トン振り向ける計画といわれています。この量は、米不足に苦しむフィリピンが緊急に手当てを必要とする米の量に匹敵するもので、人道上也許されるものではありません。

また、日本が不必要なミニマムアクセス米の輸入を継続することは、国際的な価格の高騰に加担することにならざるを得ません。その一方で、国内では「生産過剰」が米価下落の原因であるとして、生産調整が拡大・強化されているのです。矛盾は明らかです。

政府は、輸入があたかもWTO農業協定上の「義務」であるかのようにいいますが、本来、輸入は義務ではなく「輸入の機会を提供する」というものにすぎません(1999年11月の政府答弁)。

国際的に米や穀物の供給が逼迫し、価格が高騰するという食糧事情の急変のもとで、従来の枠組

みにとられることのない対応が求められています。

よって下記の事項について実現を図ることを強く要望いたします。

記

1. ミニマムアクセス米の輸入を一時中止し、制度の見直しをWTO交渉の場で強力に働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(村中徹也) これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第5号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理

大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長としたいと思います。ご了承願います。

日程第24 議員派遣について

○議長（村中徹也） 次は、日程第24 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第12項及び会議規則第159条の規定により、平成20年度下北林活議員連盟定期総会への出席並びに青森県、青森県議会及び国等関係機関への要望活動を行うため、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。お手元に配布のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第25 農業委員会委員の推薦

○議長（村中徹也） 次は、日程第25 農業委員会委員の推薦を議題といたします。

お諮りいたします。推薦の方法については、指名推選とし、議長から推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、推薦の方法については指名推選とし、議長から推薦することに決定いたしました。

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の農業委員は4人とし、倉田寅太郎氏、鴨田輝雄氏、畑中重宏氏、山口芳一氏を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の農業委員は4人とし、倉田寅太郎氏、鴨田輝雄氏、畑中重宏氏、山口芳一氏を推薦することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（村中徹也） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第196回定例会を閉会いたします。

午前11時49分 閉会

